

国立病院機構の保育士の業務

【業務内容について】

保育士は、国立病院機構が担っている政策医療19分野のうち「重症心身障害」、「神経・筋疾患」及び「成育医療」の実施にあたり、重症心身障害、筋ジストロフィー及び小児慢性疾患等により入院されている患者さんとそのご家族へ、保育を通じて支援を行う職員です。

北海道東北ブロックには、21の国立病院機構の病院があり、現在そのうち15の病院（重症心身障害、筋ジストロフィー、小児慢性疾患病棟を併設する病院）において重症心身障害等に関する入院治療を行っています。

そうした入院治療を必要とする重症心身障害児（者）等への生活指導を行っており、療育活動（療育計画と実践、行事の企画・実施等）を通して健全育成・福祉の増進等を図っています。

【勤務先について】

勤務となる病院は、当ブロック管内の14病院（重症心身障害、筋ジストロフィー、小児慢性疾患病棟を併設する病院）が対象となります。

保育士として採用された後、主任保育士へと昇任する制度があります。

採用対象病院（14病院）

北海道	○帯広病院	○八雲病院	
青森県	○八戸病院	○青森病院	
岩手県	○花巻病院	○岩手病院	○釜石病院
宮城県	○西多賀病院	○宮城病院	
秋田県	○あきた病院		
山形県	○山形病院	○米沢病院	
福島県	○福島病院	○いわき病院	

※北海道 旭川医療センターは筋ジス病棟がありますが、保育士を配置してません。